

仕様に関する質問への回答について

令和8年5月26日

宮城県泉高等学校長
(公印省略)

【質問】

・ 物件番号1の販売品目②の自販機について、契約先は当社となるがオペレーションや自販機については別の事業者へ委託することは可能か。契約書第13条には権利譲渡等の禁止の項目があるが事前に承認を得ていれば可能なのか確認させていただきたい。以上よろしく願いいたします。

【回答】

第13条に承認規定がありますが、これは軽微な転貸等を想定したものであり、自動販売機の運営主体が別業者となるような実質的な転貸は、契約の根幹に関わるため承認の対象外です。また、第3条において乙が「直接」自動販売機設置の用に供する義務が定められており、運営を第三者に委ねることはこの義務に反します。さらに、入札は実際に業務を行う事業者を選定する制度であるため、落札後に別業者へ運営を委ねることは入札の公平性を損なうおそれがあります。以上の理由から、本件について承認することはできません。